

○東京芸術大学美術学部等専任教員の人事に関する内規

〔平成2年12月13日〕
制 定

改正 平成7年5月11日 平成11年4月1日
平成12年4月1日 平成14年2月27日
平成17年2月28日 平成19年3月28日
平成20年3月27日

(趣旨)

第1条 東京芸術大学美術学部、大学院美術研究科及び大学美術館の専任教員の採用及び昇任等に関する手続きは、この内規の定めるところによる。

2 この内規で「専任教員」とは、専任の教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

(人事委員会)

第2条 教授会は、専任教員の採用及び昇任等に関する事項を審議するため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学部長

(2) 教授会から選出された教授（以下「学部委員」という。） 4人

(3) 次の各区分から選出された教授（以下「各科等委員」という。） 11人

日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学、文化財保存学、美術教育及び大学美術館

(委員)

第4条 委員は、次によって選出する。

(1) 学部委員

ア 4人連記無記名投票により、投票数が出席者の過半数に達した者の中から上位4人を選出する。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者について決選投票を行う。

イ 投票の結果、定員が満たされない場合は、得票上位の者から、その不足定員の倍数をもって、第2次選挙を不足定員数の連記無記名投票により行う。ただし、末位に得票同数の者がある場合は、その者を加えて行う。

ウ 第2次選挙において得票が同数の場合は、決選投票による。

エ イ及びウに掲げる投票においては、得票上位の者から順次選出するものとする。

(2) 各科等委員

ア 各科等において、1人を選出する。ただし、学部委員に選出された者は、各科等委員を兼ねることができない。

2 次の者は、学部委員及び各科等委員に選出することはできない。

(1) 当該年度中に定年に達する者

(2) 当該年度中に任期満了となる者

(3) 当該年度中に任期更新手続き期間にある者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 当該年度内に退職の意志表示を行った者は、直ちに委員を辞任しなければならない。

3 委員に欠負が生じたときは、委員を補充する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(候補者の推薦)

第7条 専任教員の採用及び昇任の必要が生じた科及び大学美術館（以下「当該科等」という。）は、当該科等の委員を通じ、委員会に対し、候補者を推薦する。

2 委員は、委員会に対し、別途に候補者を推薦することができる。

(審議)

第8条 委員会の審議は、学部委員及び各科等委員の合同により行うが、必要に応じて別個に協議を行うことができる。

2 議長は、その審議の過程で当該科等の案件につき、当該科等と協議することができる。

3 教授会構成員は、委員会に対し、署名の文書で意見を述べるすることができる。

(議事)

第9条 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ採用及び昇任の議事を決することができない。

2 前項の議事は、委員の単記無記名の投票により、投票者の3分の2以上の賛成をもって候補者を決定する。

(報告及び資料の閲覧)

第10条 委員会は、選出した候補者の履歴書、業績調書等の資料を、次回の教授会開催日の前日まで、庶務係において閲覧に供するものとする。

(教授会による決定)

第11条 委員長は、教授会に対し、委員会における審議結果を報告する。

2 採用及び昇任の決定は、教授会出席者の無記名投票により決する。

(運営の細目)

第12条 運営の細目は、委員会がこれを定める。

(内規の改正)

第13条 この内規の改正は、教授会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、平成2年12月13日から施行する。

2 この内規施行の際、現に採用又は昇任に関し選考中等のものは、なお従前の例によることができる。

3 東京芸術大学美術学部専任教員の人事に関する申し合わせ事項（昭和46年9月

9日教授会承認)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成7年5月11日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成14年2月27日から施行し、平成14年2月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。